

○荏田町企業立地促進条例施行規則

平成27年12月25日

規則第35号

改正 平成28年6月21日規則第11号

平成28年12月26日規則第28号

平成31年3月23日規則第5号

令和3年6月29日規則第16号

令和6年5月21日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、荏田町企業立地促進条例(平成27年荏田町条例第34号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の定義は、条例に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新設 本町内に事業所を有しない事業者が、新規に土地を取得(親会社及びその子会社による取得も含む。)し、本町内に事業所を設置すること、又は本町内に事業所を有する事業者が、現に行っている事業と異なる業種の事業所を新規に土地を取得(親会社及びその子会社による取得も含む。)し、本町内の他の場所に設置することをいう。
- (2) 増設 現に本町内に所有する土地(親会社及びその子会社による所有も含む。)において製造業を営む事業所を有する事業者が、事業規模を増強する目的で既存事業所を拡充すること(機械又は装置のみの取得も含む。)、又は、既存事業所に加えて、現に行っている事業と同一の業種の事業所を本町内の所有する土地(親会社及びその子会社による所有も含む。)に設置することをいう。
- (3) 親会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。
- (4) 子会社 会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。
- (5) 対象地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号

に規定する工業専用地域，工業地域，準工業地域及び同法第20条第1項により告示された地区計画の区域

- (6) 対象業種 日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に定める業種である製造業，情報通信業，道路貨物運送業，航空運輸業，水運業，こん包業
- (7) 投下固定資産総額 事業の用に直接供するための土地，家屋及び償却資産を取得するために要した費用の総額をいう。
- (8) 新規常用雇用者 事業者との土地の売買(増設の場合は，事業の着工)の日から事業開始の日以後1年を経過する日までの間に荻田町，行橋市，みやこ町，築上町，豊前市，上毛町及び吉富町(以下「京築地域」という。)に住所を有する者(京築地域に住民票を有する日本国籍を持つ者，永住者及び特別永住者に限る。)を常用として新たに採用し，1年以上(事業開始の日前に採用した者については，事業開始の日以後1年以上)継続して雇用し，かつ，雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく被保険者として雇用された者をいう。
- (9) 荻田町民 新規常用雇用者のうち，荻田町に住所を有する者(荻田町に住民票を有する日本国籍を持つ者，永住者及び特別永住者に限る。)という。
- (10) 土地 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第2号に規定する土地であって，事業所の用に供するために取得するものをいう。
- (11) 家屋 地方税法第341条第3号に規定する家屋をいう。
- (12) 償却資産 地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち，構築物，建物附属設備，機械及び装置(機械及び装置については，単品で10万円未満のものを除く。)をいう。
- (13) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (14) 事業開始 事業所の新設等を行った事業者が，事業に着手することをいう。
- (15) 操業開始 事業所の新設等を行った事業者が，事業開始後1年以内に全体として稼動を開始することをいう。

(奨励金の種別)

第3条 条例第3条に規定する奨励金は、次に掲げるものとする。

- (1) 大規模立地促進奨励金
- (2) 立地促進奨励金
- (3) 雇用促進奨励金

(交付要件等)

第4条 奨励金の対象地域、対象条件、対象業種、交付要件及び交付額等は、別表のとおりとする。

(奨励事業所の指定申請及び指定)

第5条 条例第3条に規定する奨励措置を受けようとする事業者は、事業開始するまでに奨励事業所指定申請書(様式第1号)に当該奨励措置を受けようとする事業所の新設等に係る事業計画書を添えて、町長に提出し、奨励措置の対象事業所(以下「奨励事業所」という。)として指定を受けなければならない。

2 前項の事業計画書に基づく投下固定資産等を対象として、荻田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例(令和3年荻田町条例第22号)に規定する奨励措置を受けようとする事業者は、同項の指定申請をすることができない。

3 町長は、第1項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者を奨励事業所として指定し、奨励事業所指定書(様式第2号)により通知するものとする。

4 町長は、前項の規定にかかわらず、第1項の申請をした者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わないものとする。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員が役員となっている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 町税その他の公課を滞納している者

5 町長は、必要があると認めるときは、第3項の指定に条件を付けるこ

とができる。

(計画変更申請及び承認)

第6条 奨励事業所として指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)

が、次条に規定する事業開始届を提出するまでの間において、前条第1項に規定する書類の記載事項について変更があるときは、あらかじめ計画変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、計画変更承認書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業開始の報告)

第7条 指定事業者は、事業所の事業開始をしたときは、速やかに事業開始届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(奨励金交付申請及び決定)

第8条 指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、次の各号に定める日以降の4月1日から10月31日(4月1日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。))に当たるときは、その日以後において最も近い日曜日等でない日、10月31日が日曜日等に当たるときは、その日以前において最も近い日曜日等でない日)までに奨励金交付申請書(様式第6号)により交付を申請しなければならない。

(1) 新設に係る大規模立地促進奨励金及び立地促進奨励金の交付を申請する指定事業者にあつては、操業開始後、操業開始日の属する年度の翌年度(操業開始日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度)に課される固定資産税を完納した日及び新規常用雇用者についての交付要件を満たした日

(2) 新設に係る雇用促進奨励金の交付を申請する指定事業者にあつては、操業開始後、新規常用雇用者についての交付要件を満たした日

(3) 増設に係る大規模立地促進奨励金及び立地促進奨励金の交付を申請する指定事業者にあつては、操業開始後、操業開始日の属する年度の翌年度(操業開始日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々

年度)に課される固定資産税を完納した日及び新規常用雇用者についての交付要件を満たした日

- (4) 増設に係る雇用促進奨励金の交付を申請する指定事業者にあつては、操業開始後、新規常用雇用者についての交付要件を満たした日

- 2 町長は、奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第9条 前条第2項の規定による決定通知を受けた指定事業者が、当該奨励金の交付を請求しようとするときは、当該交付決定日から起算して30日以内に奨励金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(指定事業者の地位の承継)

第10条 指定事業者は、相続、合併、譲渡その他の事由により事業所の新設等又は当該事業所における事業について他事業者に承継する必要が生じたときは、事業承継届(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があつたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者が第5条第4項各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、前項の承認を行わないものとする。

- 4 第5条第5項の規定は、第2項の承認について準用する。

(事業の休廃止)

第11条 指定事業者は、事業の全部若しくは一部を休止又は廃止したときは、速やかに事業休廃止届(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第12条 町長は、指定事業者(第10条の規定により指定事業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 土地を新規に取得した日から5年を経過しても、なお事業所の事業開始をしないと認められるとき。
 - (2) 事業所の新設等の見込みがないと町長が認めたとき。
 - (3) 事業を休廃止し、又はこれと同様の状態にあると町長が認めたとき。
 - (4) 虚偽の申請その他の不正の手段によって奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。
 - (5) 指定の辞退を申し出たとき。
 - (6) 町税その他の公課を滞納したとき。
 - (7) 条例及びこの規則に定める報告並びに届出を拒否し、又は虚偽の報告及び届出をしたとき。
 - (8) 第5条第4項各号に掲げる者のいずれかに該当したとき。
 - (9) その他指定事業者として適当でないと町長が認めたとき。
- (奨励措置の決定の取消し等)

第13条 町長は、第8条第2項の決定を受けた者(以下「決定事業者」という。第10条の規定により決定事業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の全部若しくは一部を取り消し、若しくは停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 条例若しくはこの規則又は奨励措置の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により奨励措置を受けたとき。
- (3) 前条の規定により指定が取り消されたとき。
- (4) 事業所の事業開始後10年以内に、事業所を奨励措置に係る事業の目的のために使用せず、他の用途に供したとき。
- (5) 事業所の事業開始後10年以内に、その事業所を廃止したとき、又はこれと同様の状態にあると町長が認めたとき。
- (6) 奨励措置の全部又は一部の辞退を申し出たとき。
- (7) その他奨励措置を行うことが適当でないと町長が認めたとき。

(報告及び調査)

第14条 町長は、指定事業者及び決定事業者に対し、事業の実施、雇用

状況等について報告を求め、必要な調査又は指示を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に苅田町産業立地促進条例施行規則第5条第2項の指定を受けている者(当該指定に係る事業を開始していないものに限る。)は、苅田町企業立地促進条例施行規則第5条第3項の指定を受けた者とみなす。

附 則(平成28年6月21日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月26日規則第28号)

この規則は、平成29年1月24日から施行する。

附 則(平成31年3月23日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の苅田町企業立地促進条例施行規則の規定は、増設に係る新規常用雇用者を交付の要件とする奨励金で、平成29年4月1日からこの規則の施行日までの間に事業所の増設に着手し、かつ、事業開始したものに限り、第5条第1項中「事業開始するまでに」とあるのは「事業開始日から2年を経過するまでに」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定により読み替えて適用する第5条第1項の規定に基づき奨励事業所に指定された指定事業者が、奨励金の交付を受けようとするときは、第8条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める日以後、速やかに奨励金交付申請書(様式第6号)により交付を申請しなければならない。この場合において、奨励金の交付は別表第1の規定にかかわらず、1回限りとする。

- (1) 増設にかかる大規模立地促進奨励金の交付を申請する者にあつては、操業開始後、当該年度において固定資産税を完納した日及び

新規常用雇用者についての交付要件を満たした日

- (2) 増設にかかる雇用促進奨励金の交付を申請する者にあつては、操業開始後、当該年度において固定資産税を完納した日及び新規常用雇用者についての交付要件を満たした日

附 則(令和3年6月29日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の苅田町企業立地促進条例施行規則の規定は、施行日以後の指定事業者に適用し、同日前の指定事業者については、改正前の同規則の適用とする。

附 則(令和6年5月21日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年5月24日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の苅田町企業立地促進条例施行規則の規定は、施行日以後の指定事業者について適用し、同日前の指定事業者については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

事業者 区分	新設事業者	増設事業者
対象地 域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域及び同法第20条第1項により告示された地区計画の区域	
対象条 件	土地の取得	所有する土地に対する家屋又は償却資産の設置
対象業 種	製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、こん包業	製造業
大 交	投下固定資産総額50億円以上、かつ、新規	増設に係る投下固定資

規模立地促進奨励金	付要件	常用雇用者(苅田町民1人以上を含む。)50人以上	産総額50億円以上, かつ, 増設に係る新規常用雇用者(苅田町民1人以上を含む。)50人以上
	交付額	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1回限り)	増設に係る家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1回限り)
	限度額	5億円	
立地促進奨励金	交付要件	投下固定資産総額5億円以上(中小企業者は, 5, 000万円以上), かつ, 新規常用雇用者(苅田町民1人以上を含む。)5人以上(中小企業者は, 2人以上)	増設に係る投下固定資産総額5億円以上(中小企業者は, 5, 000万円以上), かつ, 増設に係る新規常用雇用者(苅田町民1人以上を含む。)5人以上(中小企業者は, 2人以上)
	交付額	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1回限り)	増設に係る家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1回限り)
	限度額	1. 5億円	
雇用促進	交付要件	投下固定資産総額5億円以上(中小企業者は, 5, 000万円以上), かつ, 新規常用雇用者(苅田町民1人以上を含む。)5人以上(中小企業者は, 2人以上)	増設に係る投下固定資産総額5億円以上(中小企業者は, 5, 000万円以上), かつ, 増設に係る

奨励金		新規常用雇用者(苅田町民1人以上を含む。)5人以上(中小企業者は、2人以上)
交付額	新規常用雇用者のうち、苅田町民1人につき30万円(1回限り)	増設に係る新規常用雇用者のうち、苅田町民1人につき30万円(1回限り)
限度額	3,000万円	
備考	奨励金の額は、上記に基づき算出する。ただし、その額は、奨励金の各種類ごとに定める限度額以下とし、1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。 固定資産税相当額とは、操業開始日の属する年度の翌年度(操業開始日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度)に課される固定資産税のことをいう。	